

移動動物園事業の概要（希望調査用）

（公財）愛媛県動物園協会

第1 (実施目的)

普段、動物園を訪れることができない方々のために動物を県内各地に派遣し、各地の人々に動物の観察やふれあいの機会を提供すること、また教育施設としての特性を生かし、県内の小学校での出張授業等を実施することにより、野生生物の習性や生態の理解を促進し、喜びと感動を体験して頂きます。さらに、これらを通して種の保存の必要性や命の尊さ等を認識して頂くことにより、動物愛護の精神の普及に取り組み、よって県民の教育文化の向上に寄与することを目的とします。

第2 (事業の対象)

当協会の独自事業として実施するもので、県内全域の小学校等の教育施設と老人ホーム等の福祉施設等を対象とします。

第3 (実施時期)

原則として、4月1日～6月30日、9月1日～11月30日の間の火曜日～金曜日とし、時間は10：30～12：00とする（とべ動物園の休園日および大型連休は除く）。ただし、遠距離の場合には、時間を変更することがあります。

第4 (持参する動物等事業実施内容)

モルモット・カメ等スキンシップが可能な動物によるふれあいを実施します。また、動物の教材（剥製や骨）及び動物のクイズを通じた動物レクチャーや環境教育等を行います。ただし、とべ動物園で実施する事業と重複する場合や、動物の健康状態が悪い場合には、持参する動物を変更することがあります。

第5 (従事する職員)

従事職員は、2名以内とします。ただし、必要に応じ職員を追加することができます。

第6 (実施計画の作成及び実施箇所への決定通知)

毎年12月に翌年度の希望調査（別紙調査票による。）を行い、実施目的・時期・過去における実施回数等を基準として実施箇所を選定し、年間実施計画を立てるとともに実施箇所に対して翌年1月に確定通知を行うものとします。

第7 (委託料)

実施に必要な経費は、学校で授業に取り入れる場合や身体障害者等の施設他については、当協会が負担する予定です。会場の借り上げや準備、補助職員の手配、傷害保険への加入等は申込者側が行うこととします。

第8 (その他実施条件)

- 1 動物福祉に配慮し、屋内での実施を条件とします。
- 2 実施対象機関においては、実施当日、アシスタント要員を1名以上配置し、動物とのふれあいコーナーを設けるものとします。
- 3 実施対象機関においては、不慮の事故に対応するため参加者を対象とした保険に加入する等の措置をとることとします。

第9 (感染症予防対策について)

従事職員は現状に即した対応をして訪問することとします。実施先の学校・施設につきましても予防対策をお願いします。